

## 高額療養費資金貸付の見直しについて

## 1 概要

高額療養費資金貸付制度は、高額療養費の支給対象となる療養を受け、その高額な費用の支払いのため一時的に生活が困難となっている場合に、当該費用の一部に充てるための資金（高額療養費の支給見込額の90%に相当する額）を貸し付けることにより、被保険者の療養を確保し、生活の安定を図ることを目的とした制度である（昭和52年制定）。

平成19年4月1日、国民健康保険法の改正により、70歳未満の者を対象として限度額適用認定証の交付がはじまり、入院時に病院等に支払う医療費の自己負担は所得に応じた限度額までとなり、限度額を超えた高額療養費の現物給付化（※）が導入された。さらに平成24年4月1日から、外来診療分についての現物給付化が導入された。

限度額適用認定証の交付が普及した結果、貸付件数は年々減少し、平成27年度の貸付実績は0件であった。

今後も貸付需要の減少が見込まれることから、貸付けに対応するため市が保有している運用基金（原資800万円）について見直しを行うものである。

※ 「現物給付」とは、自己負担限度額を超えた分について、金銭を支払うことなく医療サービスを受けられること（事前に限度額適用認定証が必要）。これに対し「現金給付（償還払）」は、病院の窓口で自己負担限度額を超えた高額療養費分も全額支払ったのち、申請により限度額を超えた高額療養費分の金銭の給付を受けること。

## 2 高額療養費資金の貸付状況

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
件数(件)	47	68	16	1	0
金額(円)	5,298,000	7,140,000	1,249,000	87,000	0

## 3 見直し内容

- (1) 高額療養費資金貸付基金を廃止する。
- (2) 施行期日 平成29年4月1日

## 4 条例廃止の手続き等

- (1) 小平市高額療養費資金貸付基金条例を廃止する。これに伴い、小平市高額療養費資金貸付けに関する条例及び小平市高額療養費資金貸付けに関する条例施行規則を一部改正する。
- (2) 貸付制度は存続し、原資は予算措置で対応する。
- (3) 貸付けできる対象者を小平市国民健康保険の被保険者に限定する。